

別表 1

1 級課程

教科名	求められる能力	講師の要件
1 講義 (84時間)		
1 社会福祉関連の制度とサービス (20時間)		
(1) 障害者(児)福祉の制度とサービス (4時間)	○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての実施要綱レベルの知識 特に(5)又は(6)については、各行政の最近の動向(制度とサービスに関する歴史を含む。)、サービス提供の実態等の知識	① 社会福祉士 ② 当該科目を担当する際の行政職員 ③ 当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑤ その他
(2) 高齢者福祉の制度とサービス (4時間)		
(3) 高齢者保健・医療の制度とサービス (3時間)		
(4) 社会保障制度 (3時間)		
(5) 障害者(児)福祉の動向 (3時間)		
(6) 高齢者保健福祉の動向 (3時間)		
2 介護の方法と技術 (28時間)		
(7) 介護技術の展開 (4時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく介護技術 ○ 自らの介護事例 ○ 保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 特に(11)、(14)については、関連する医療知識	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤ 介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他 (11)については、精神科医師、精神保健福祉士を含む。
(8) 障害を持つ児童の介護の実際 (4時間)		
(9) 身体障害者の介護の実際 (4時間)		
(10) 知的障害者の介護の実際 (4時間)		
(11) 精神に障害を持つ人々への介護の実際 (3時間)		
(12) 痴呆性高齢者の介護の実際 (3時間)		
(13) 困難事例検討 (4時間)		
(14) 在宅ターミナルケアの実際 (2時間)		
3 チームケアとチームワーク (20時間)		
(15) ケアマネジメントの方法 (4時間)	○ これらの科目は、サービス提供責任者養成の観点から講義されなければならない。 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○ 生活者支援の視点に立脚したケアプラン作成技術を含むケアマネジメント方法論 ○ ホームヘルプサービスチームケアの実践経験又は相当する知識	① 社会福祉士 ② 介護福祉士 ③ (14)については、介護支援専門員を含む。 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑦ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑧ その他
(16) ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際 (4時間)		
(17) チームケアの実際 (4時間)		
(18) 指導業務の必要性と方法 (4時間)		
(19) カンファレンスの持ち方と事例検討の方法 (4時間)		
4 関連領域の基礎知識 (16時間)		
(20) 医学の基礎知識Ⅱ (8時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 医学に関する知識	① 医師(内科医が望ましい。) ② 医学系の学部・学科の教員

		③ その他
(21) 在宅看護の基礎知識Ⅱ (4時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 在宅看護に関する知識	① 看護師、保健師 ② 医学・看護系の学部・学科の教員 ③ その他
(22) 心理学的援助方法の基礎知識 (4時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 動作法、ドラマ法、音楽療法、回想法、受容的交流療法等の心理学的リハビリテーションの効果がある心理的援助技術 ○ 高齢者あるいは障害者(児)への技法の実践経験	① 臨床心理士・精神保健福祉士等で各技法のうち1つ以上に熟知している者 ② 精神科医師 ③ 医学・心理系の学部・学科の教員 ④ その他
Ⅱ 演習 (62時間)		
(1) ケアマネジメント技術 (6時間)	○ 講義3(15)で求められる能力 ○ 演習を指導する技術	⑥ 講義3(15)で求められる要件
(2) 指導技術と介護技術の向上 (30時間)	○ 講義2(7)で求められる能力 ○ 演習を指導する技術 * 受講生10人に対して1人の講師が担当すること。 * 当該科目の関連業務について、指導的な役割を担う職員として3年以上の実務経験を有すること。	⑦ 講義2(7)で求められる要件
(3) 困難事例等対応技術 (20時間)	○ 講義2(13)で求められる能力 ○ 演習を指導する技術	⑧ 講義2(13)で求められる要件
(4) 福祉用具の使用技術 (6時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 福祉用具に関する最新の知識を含む知識と使用にあたっての技術 ○ 演習を指導する技術	① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 介護福祉士 ④ 医師 ⑤ 看護師、保健師 ⑥ 福祉用具専門相談員 ⑦ 介護・福祉・医学・リハビリ・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑧ その他
Ⅲ 実習(実習7科目のうち、講師基準が求められる1科目について)		
事例報告の検討 (8時間)	○ 講義2の(13)で求められる能力 ○ 受講者から提示される困難事例に対応できる十分な知遇等の実績があること。	⑨ 講義2の(13)で求められる要件

★「その他」とは、その業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められるものであること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

★「特に求められる能力」とは、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に適確に指導できるレベルであることを必要とする。

★1人の担当講師が担当できる科目数は、考え方や内容の齟齬を防ぐため1研修3科目以内とする。

★各科目の講師要件に係る業務に従事した時期は、過去5年以内であることが望ましい。

2. 級 課 程

教科名	求められる能力	講師の要件
I 講義 (58時間)		
1 福祉サービスの基本視点(6時間)		
(1) 福祉理念とケアサービスの意義 (3時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 社会福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
(2) サービス提供の基本視点 (3時間)	○ 保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 * 在宅生活者への直接援助経験があることが望ましい。	④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑥ 社会福祉施設の施設長(又は管理者)及び主任指導員等 ⑦ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑧ その他
2 社会福祉の制度とサービス(6時間)		
(3) 障害者(児)福祉の制度とサービス	○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 社会福祉士

(3時間)		
(4) 高齢者保健福祉の制度とサービス (3時間)		③ 当該社会福祉施設に勤務する職員 (施設長(又は管理者)、主任指導員等) ④ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑤ その他
3 ホームヘルプサービスに関する知識(5時間)		
(5) ホームヘルプサービス概論 (3時間)	○ 保健・福祉の制度とサービスについての知識 ○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
(6) ホームヘルパーの職業倫理 (2時間)		④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑦ その他
4 サービス利用者の理解(14時間)		
(7) 障害・疾病の理解 (8時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 高齢者・障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 * 当該科目には、「生活者支援の視点に立つ理解」、「医学的理解」、「心理学的理解」の要素を含むこと。 * 1人以上医師・看護師等医療系の講師を配置すること	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 看護師、保健師、訪問看護・訪問介護・居宅介護を行っている准看護師 ④ 医師 ⑤ 臨床心理士、精神保健福祉士 ⑥ 介護・福祉・医学(心理系を含む。)・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑦ その他
(8) 障害者(児)、高齢者の心理 (3時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 高齢者・障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識	① 介護福祉士 ② 社会福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
(9) 障害者(児)、高齢者等の家族の理解 (3時間)	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑥ 介護・福祉・医学(心理系を含む。)・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑦ その他
5 介護に関する知識と方法(11時間)		
(10) 介護概論 (3時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
(11) 介護事例検討 (4時間)	○ 直接援助経験に基づく介護技術 ○ 自らの介護事例 ○ 保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識	③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤ 介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(12) 住宅・福祉用具に関する知識 (4時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 住宅及び住宅改造に関する知識 ○ 福祉用具に関する最新の知識を含む知識と使用に当たっての技術 * 福祉用具専門相談員及び福祉住環境コーディネーターについては、用具や住宅の担当業務に1年以上の実務経験を有すること。 * 福祉用具専門相談員等、福祉用具に関する講師を配置した場合、住宅に関する講師をもう1人配置すること。 * また、住宅に関する専門家を講師とした場合は福祉用具に関する講師をもう1人配置すること。	① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 介護福祉士 ④ 医師 ⑤ 看護師・保健師 ⑥ 福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員 ⑦ 介護・福祉・医学・リハビリ・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑧ その他
6 家事援助に関する知識と方法(4時間)		
(13) 家事援助の方法	○ 障害・疾病に関する知識	① 介護福祉士

(4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 栄養・調理・被服等、家政に関する知識 * 講師を栄養士とした場合、被服・家政に関する講師をもう1人配置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 栄養士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
7 相談援助とケア計画の方法(4時間)		
(14) 相談援助とケア計画の方法(4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○ 生活者支援の視点に立脚したケアプラン作成技術を含むケアマネジメント方法論 ○ カウンセリングに関する知識と技術 * 4時間の講義の内、カウンセリング技術を分離し、医師・臨床心理士による0時間程度の講義を設定することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士 ② 介護福祉士 ③ 介護支援専門員 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑦ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑧ その他
B 関連領域の基礎知識(8時間)		
(15) 医学の基礎知識 I(3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 医学に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師(内科医が望ましい) ② 看護師、保健師 ③ 医学・看護系の学部・学科の教員 ④ その他
(16) 在宅看護の基礎知識 I(3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 訪問看護に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ① 看護師、保健師 ② 医学・看護系の学部・学科の教員 ③ その他
(17) リハビリテーション医療の基礎知識(2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ リハビリテーション医療に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ リハビリテーションを専門とする医師 ④ 言語療法の専門家 ⑤ 介護・福祉・リハビリ系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
Ⅲ 演習(42時間)		
(1) 共感的理解と基本的態度の形成(4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害・疾病に関する知識 ○ ホームヘルプサービスについての具体的な知識 ○ ロールプレイを含む臨床心理学に基づく共感性を高めるプラクティスの技術 ○ 演習を指導する技術 * 在宅生活者への直接援助経験があることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 精神保健福祉士 ③ 臨床心理士 ④ 心理的援助にかかる臨床経験のある看護師・保健師 ⑤ 介護・福祉・心理・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(2) 基本介護技術(30時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講義5(10)(11)で求められる能力 ○ 演習を指導する技術 * 受講生20人に対して1人の講師が担当すること * 担当科目の関連業務について、3年以上の実務経験を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 講義5の(10)(11)で求められる要件 専門性を有する分野に、次の職を含める 移乗・移動:理学療法士 口腔ケア:歯科衛生士 緊急時の対応:救急救命士、消防士及びこれらを養成する講師 いずれも訪問介護を踏まえた内容で研修を行うこと。
(3) ケア計画の作成と記録、報告の技術(6時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講義5の(10)(11)又は講義7の(14)で求められる能力 ○ 演習を指導する技術 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 講義5の(10)(11)又は講義7の(14)で求められる要件
(4) レクリエーション体験学習(3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームヘルプサービスについての具体的な知識 ○ 在宅レクリエーションの知識と技術 * 在宅生活者への直接援助経験があることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業療法士 ② 在宅レクリエーションの専門家 ③ 介護福祉士 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他

☆「その他」とは、その業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められるものであること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

☆「特に求められる能力」とは、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に適確に指導できるレベルであること

を必要とする。

★1人の担当講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修3科目以内とする。

★各科目の講師要件に係る業務に従事した時期は、過去5年以内であることが望ましい。

3 級 課 程

教科名	求められる能力	講師の要件
I 講義 (26時間)		
1 社会福祉に関する知識(7時間)		
(1) サービス提供の基本視点 (3時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 * 在宅生活者への直接援助経験があることが望ましい。	① 介護福祉士 ② 社会福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑥ 社会福祉施設の施設長(又は管理者)及び主任指導員等 ⑦ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑧ その他
(2) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)	○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑤ その他
(3) 高齢者保健福祉の制度とサービス (2時間)		
2 ホームヘルプサービスに関する知識と方法(13時間)		
(4) ホームヘルプサービス概論 (3時間)	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識 ○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑦ その他
(5) サービス利用者の理解 (3時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 高齢者・障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(6) 介護概論 (3時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく介護技術 ○ 自らの介護事例 ○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(7) 家事援助の方法 (4時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 栄養・調理・被服等、家政に関する知識 * 講師を栄養士とした場合、被服・家政に関する講師をもう1人配置すること。	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 栄養士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
3 関連領域の基礎知識(5時間)		
(8) 医学の基礎知識 (3時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 医療に関する知識	① 医師 ② 看護師、保健師

	○ 在宅看護に関する知識	③ 医学・看護系の学部・学科の教員 ④ その他
(9) 心理面への援助方法 (2時間)	※ 当該科目は、「心理面への援助の必要性と方法」又は「レクリエーションの視点と実際」のいずれかの内容を選択して2時間講義することとし、「レクリエーションの視点と実際」については演習を含む講義内容とする。 「心理面への援助の必要性と方法」 ○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 高齢者・障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 * 在宅生活者への直接援助経験があることが望ましい。 「レクリエーションの視点と実際」 ○ ホームヘルプサービスについての具体的な知識 ○ 在宅レクリエーションの知識と技術 ○ 演習を指導する技術 * 在宅生活者への直接援助経験があることが望ましい。	① 介護福祉士 ② 訪問看護を行っている看護師、保健師、准看護師 ③ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ④ 介護・福祉・心理・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑤ その他 ① 作業療法士 ② 在宅レクリエーションの専門家 ③ 介護福祉士 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師 ⑤ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
II 演習(17時間)		
(1) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ ホームヘルプサービスについての具体的な知識 ○ ロールプレイを含む臨床心理学に基づく共感性を高めるプラクティスの技術 ○ 演習を指導する技術 * 在宅生活者への直接援助経験があることが望ましい。	① 介護福祉士 ② 精神保健福祉士 ③ 臨床心理士 ④ 心理的援助にかかる臨床経験のある看護師・保健師 ⑤ 介護・福祉・心理・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(2) 介護技術入門 (10時間)	○ 講義2の(8)で求められる能力 ○ 演習を指導する技術	⑥ 講義2の(8)で求められる要件
(3) ホームヘルプサービスの共通理解 (3時間)	○ ホームヘルプサービスの実際を紹介しつつ受講者の意見等を引き出す集団検討技術	① 訪問介護員・居宅介護従事者養成研修1級課程修了者 ② 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ③ 実務経験1年以上の現任のホームヘルパー

★「その他」とは、その業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められるものであること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

★「特に求められる能力」とは、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に適確に指導できるレベルであることを必要とする。

★1人の担当講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修3科目以内とする。

★各科目の講師要件に係る業務に従事した時期は、過去5年以内であることが望ましい。

継続養成課程

教科名	求められる能力	講師の要件
I チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム(24時間)		
(1) ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際 (4時間)	○ 1級課程の講義3(16)で求められる能力	◎ 1級課程の講義3(16)で求められる要件
(2) チームケアの実際 (4時間)	○ 1級課程の講義3(17)で求められる能力	◎ 1級課程の講義3(17)で求められる要件
(3) 指導業務の必要性と方法	○ 1級課程の講義3(18)で求められる能力	◎ 1級課程の講義3(18)で求められる要件

(4時間)		
(4) カンパニスの持ち方 と事例検討の方法 (4時間)	○ 1級課程の講義3(19)で求められる能力	◎ 1級課程の講義3(19)で求められる要件
(5) ケアマネジメント 技術 (6時間)	○ 1級課程の演習(1)で求められる能力	◎ 1級課程の演習(1)で求められる要件
(6) 小グループによる 討論 (2時間)	○ 1級課程の演習(1)で求められる能力	◎ 1級課程の演習(1)で求められる要件
II 最新の知識プログラム(22時間)		
(1) 障害者(児)福祉 の動向 (3時間)	○ 1級課程の講義1(6)で求められる能力	◎ 1級課程の講義1(6)で求められる要件
(2) 高齢者保健福祉の 動向 (3時間)	○ 1級課程の講義1(6)で求められる能力	◎ 1級課程の講義1(6)で求められる要件
(3) 介護技術の展開 (4時間)	○ 1級課程の講義2(7)で求められる能力	◎ 1級課程の講義2(7)で求められる要件
(4) 心理学的援助方法 の基礎知識 (4時間)	○ 1級課程の講義4(22)で求められる能力	◎ 1級課程の講義4(22)で求められる要件
(5) ケアマネジメント 技術 (6時間)	○ 1級課程の演習(1)で求められる能力	◎ 1級課程の演習(1)で求められる要件
(6) 小グループによる 討論 (2時間)	○ 1級課程の演習(1)で求められる能力	◎ 1級課程の演習(1)で求められる要件
III 指導技術と介護技術プログラム(32時間)		
(1) 指導技術と介護技 術の向上 (30時間)	○ 1級課程の演習(2)で求められる能力	◎ 1級課程の演習(2)で求められる要件
(2) 小グループによる 討論 (2時間)	○ 1級課程の演習(2)で求められる能力	◎ 1級課程の演習(2)で求められる要件
IV 困難事例対応技術プログラム(26時間)		
(1) 援助困難事例対応 実習 (24時間)	○ 1級課程の演習(3)で求められる能力	◎ 1級課程の演習(3)で求められる要件
(2) 小グループによる 討論 (2時間)	○ 1級課程の演習(3)で求められる能力	◎ 1級課程の演習(3)で求められる要件

視覚障害者移動介護従業者養成研修課程

教科名	求められる能力	講師の要件
I 講義 (11時間)		
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス(3時間)		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務 (1時間)	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識 ○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 当該社会福祉施設に勤務する職員 【施設長(又は管理者)、主任指導員等】 ④ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)		
イ 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識(3時間)		
(ア) ホームヘルプサービス概論 (2時間)	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識 ○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑦ その他
(イ) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)		
ウ サービス利用者の理解(3時間)		
(ア) 視覚障害者の疾病・障害の理解 (2時間)	○ 疾病・障害に関する知識 ○ 視覚障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(イ) 障害者(児)の心理 (1時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
エ 移動介護の基礎知識 (2時間)	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく介護技術 ○ 自らの介護事例	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する視覚障害者移動介護従業者 ⑦ その他

II 演習 (9時間)		
移動の介護に係る技術		
ア 移動介護の基本技術 (2時間)	○ 講義の工で求められる能力 ○ 疑似体験などにより、演習を指導する能力	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する複発障害者移動介護従業者 ⑦ その他
イ 屋内の移動介護 (2時間)		
ウ 屋外の移動介護 (4時間)		
エ 応用技能 (1時間)		

★「その他」とは、その業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められるものであること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

★「特に求められる能力」とは、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に適確に指導できるレベルであることを必要とする。

★1人の担当講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修3科目以内とする。

★各科目の講師要件に係る業務に従事した時期は、過去5年以内であることが望ましい。

全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

教科名	求められる能力	講師の要件
I 講義 (12時間)		
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス(3時間)		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務 (1時間)	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識 ○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 当該社会福祉施設に勤務する職員 【施設長(又は管理者)、主任指導員等] ④ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)		
イ 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識(3時間)		
(ア) ホームヘルプサービス概論 (2時間)	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識 ○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑦ その他
(イ) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)		
ウ サービス利用者の理解(3時間)		
(ア) 全身性障害者の疾病・障害の理解 (2時間)	○ 疾病・疾病に関する知識 ○ 全身性障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(イ) 障害者(児)の心理 (1時間)		

	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
エ 移動介護の基礎知識 (3時間)	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく介護技術 ○ 自らの介護事例	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する全身性障害者移動介護従業者・日常生活支援従業者 ⑦ 理学療法士 ⑧ その他
II 演習 (4時間)		
車椅子での移動の介護に係る技術		
ア 基礎的な介護技術 (1時間)	○ 網羅の工で求められる能力 ○ 演習を指導する能力	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
イ 移動介護の方法 (3時間)		③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する全身性障害者移動介護従業者・日常生活支援従業者 ⑦ 理学療法士 ⑧ その他

☆「その他」とは、その業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められるものであること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

☆「特に求められる能力」とは、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に正確に指導できるレベルであることを必要とする。

☆1人の担当講師が担当できる科目数は、考え方や内容の幅を防ぐため1研修3科目以内とする。

☆各科目の講師要件に係る業務に従事した時期は、過去5年以内であることが望ましい。

知的障害者移動介護従業者養成研修課程

教科名	求められる能力	講師の要件
I 講義 (13時間)		
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス(3時間)		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務 (1時間)	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識 ○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長(又は管理者)、主任指導員等) ④ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)		

イ 知的障害者ホームヘルプサービスに関する知識(3時間)		
(ア) ホームヘルプサービス概論 (2時間)	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識 ○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑦ その他
(イ) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)		
ウ サービス利用者の理解(3時間)		
(ア) 知的障害者の疾病・障害の理解 (4時間)	○ 疾病・障害に関する知識 ○ 知的障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(イ) 障害者(児)の心理 (1時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
エ 移動介護の基礎知識 (3時間)	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく介護技術 ○ 自らの介護事例	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する知的障害者移動介護従業者 ⑦ その他
II 演習(6時間)		
移動の介護に係る技術 (6時間)	○ 講義のエで求められる能力 ○ 擬似体験などにより、演習を指導する能力 ※ 知的障害者の参加による演習を行うことが望ましい。	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する知的障害者移動介護従業者 ⑦ その他

★「その他」とは、その業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められるものであること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

★「特に求められる能力」とは、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に適確に指導できるレベルであることを必要とする。

★1人の担当講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修3科目以内とする。

★各科目の講師要件に係る業務に従事した時期は、過去5年以内であることが望ましい。

日常生活支援従業者養成研修課程

教科名	求められる能力	講師の要件
I 講義 (9時間)		
ア 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識(3時間)		
(ア) ホームヘルプサービス概論 (2時間)	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識 ○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ④ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ 介護・福祉系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑦ その他
(イ) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)		
イ 介護に関する知識と方法(6時間)		
(ア) 全身性障害者の疾病・障害の理解 (2時間)	○ 疾病・疾病に関する知識 ○ 全身性障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・看護系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ その他
(イ) 基礎的な介護技術 (1時間)	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく介護技術 ○ 自らの介護事例	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する日常生活支援従業者 ⑦ その他
(ウ) 家事援助の方法 (1時間)	○ 疾病・疾病に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 栄養・調理・被服等、家政に関する知識	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 栄養士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する訪問介護員・居宅介護従業者・日常生活支援従業者 ⑦ その他
ウ 医学等の関連する領域の基礎的な知識 (1時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 医療に関する知識 ○ 在宅介護に関する知識	① 医師 ② 看護師、保健師 ③ 医学・看護系の学部・学科の教員 ④ 3年以上の実務経験と関連領域について必要な知識を有する介護福祉士 ⑤ その他
II 演習 (11時間)		
ア 全身性障害者の介護技術		
(ア) 基礎的な介護技術 (8時間)	○ 講義のイ(イ)で求められる能力 ○ 演習を指導する能力	① 介護福祉士 ② 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者

(1) 移動介護の方法 (3時間)	③ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ④ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑤ 介護・福祉・家政系の学部・学科、介護福祉士養成校等の教員 ⑥ 3年以上の実務経験を有する日常生活支援従業者 ⑦ その他
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

☆「その他」とは、その業績をもって社会通念上当該科目の担当に適任であると認められるものであること。なお、担当科目及び業績内容の詳細については、履歴中もしくは理由書等により十分説明を加えること。

☆「特に求められる能力」とは、知識に関しては質疑応答できるレベル、技術に関しては他者に適確に指導できるレベルであることを必要とする。

☆1人の担当講師が担当できる科目数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修3科目以内とする。

☆各科目の講師要件に係る業務に従事した時期は、過去5年以内であることが望ましい。

別表 2

17の(2) 関係

居宅介護従業者養成研修の実習先として認められるものの範囲

1 級課程

教科名	実 習 先
(1) 援助困難事例対応実習 3日(24時間)	○特別養護老人ホーム ○介護老人保健施設 ○救護施設 ○身体障害者療護施設、等 (内容) 上記入所施設において介護実習を行い、 ・痴呆性高齢者等の対応困難者の状態像の理解、 ・痴呆性高齢者等とのコミュニケーション技術の向上、 ・痴呆性高齢者等への介護技術の向上 ができること ※2級課程で老人介護実習をしたものは、障害者(児)介護実習を行うことが望ましい。2級課程で障害者(児)介護実習をしたものは老人介護実習を行うことが望ましい。
(2) デイサービスセンター実習 1.5日(12時間)	○デイサービスセンター ○身体障害者デイサービスセンター、等 (内容) ・デイサービスセンターの役割と理解、 ・食事の介護、排泄の介護等の介護技術の向上 ・アクティビティプログラムへの参加による作業療法的あるいは集団療法的視点の形成と技術の修得、 ・健康管理の視点と技術の把握 ができること
(3) チーム運営方式業務実習 2日(16時間)	○訪問介護(ホームヘルプサービス)事業所 (内容) ・チームケアのあり方とサービス提供責任者(主任ヘルパー)の役割・業務の把握 ・会議、事例検討への参加等 ができること
(4) 訪問看護同行訪問 4時間×2日	○訪問看護(ステーション) (内容) ・訪問看護サービスの役割・機能の体験的理解、 ・訪問看護サービスとホームヘルプサービスの連携のあり方の把握 ができること
(5) 相談支援事業に係る職員との同行訪問 4時間	○障害者地域自立生活支援センター (内容) ・相談支援事業の役割・機能の体験的理解 ・相談支援事業とホームヘルプサービスの連携のあり方の把握 ができること
(6) 在宅介護支援センター職員との同行訪問 4時間	○在宅介護支援センター (内容) ・在宅介護支援センターの役割・機能の体験的理解 ・在宅介護支援センターとホームヘルプサービスの連携のあり方の把握 ができること
(7) 公的関係機関見学 1日(8時間)	○保健センター、福祉事務所、保健所等の公的関係機関 (内容) ・各種関係機関の役割機能の理解 ・ホームヘルプサービスとの連携のあり方についての理解 ができること

2 級課程

教科名	実 習 先
(1) 介護実習 2日(16時間)	○特別養護老人ホーム ○介護老人保健施設 ○特定施設入所者生活介護の指定を受けた有料老人ホームのうち介護専用型であるもの ○身体障害者療護施設(入所)、等 (内容) 上記入所施設において介護実習を行うこと
(2) ホームヘルプサービス同行訪問 4時間×2回	○訪問介護(ホームヘルプサービス)事業所 ※訪問介護(ホームヘルプサービス)事業所で従事する訪問介護員(ホームヘルパー)とともに利用者宅を訪問し、介護等の実習を行う。

(3) 在宅サービス提供現場見学 1日(6時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ デイサービスセンター ○ 在宅介護支援センター ○ 訪問看護ステーション ○ 訪問入浴 ○ 知的障害者更生施設(通所)、等
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3級課程

教科名	実習先
(1) 在宅サービス提供現場見学 (8時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業所(3時間) ※ 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業所で従事する訪問介護員(ホームヘルパー)とともに利用者宅を訪問し、介護等支援のあり方について見学する ○ デイサービスセンター見学(5時間) ※ デイサービスセンター見学については、下記施設における同行訪問見学に代えることができる。 ○ 在宅介護支援センター ○ 訪問看護ステーション ○ 訪問入浴 ○ 知的障害者更生施設(通所)、等

視覚障害者移動介護従業者養成研修課程

教科名	実習先
演習に代えて行う実習 (9時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護従業者事業所(視覚障害者移動介護を行うものに限る。) ※ 居宅介護事業所で従事する視覚障害者移動介護従業者とともに、移動介護の実習を行う。 ○ 身体障害者更生施設(主として視覚障害者を対象とするもの) 等 ※ 施設において障害者の移動介護の実習を行う。 <p>いずれも、演習科目と同等の効果が得られる環境・指導態勢が確保される必要がある。</p>

全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

教科名	実習先
演習に代えて行う実習 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護従業者事業所(全身性障害者移動介護を行うものに限る。) ※ 居宅介護事業所で従事する全身性移動介護従業者とともに、移動介護の実習を行う。 ○ 身体障害者療護施設 等 ※ 施設において障害者の移動介護の実習を行う。 <p>いずれも、演習科目と同等の効果が得られる環境・指導態勢が確保される必要がある。</p>

知的障害者移動介護従業者養成研修課程

教科名	実習先
演習に代えて行う実習 (6時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護従業者事業所(知的障害者移動介護を行うものに限る。) ※ 居宅介護事業所で従事する知的障害者移動介護従業者とともに、移動介護の実習を行う。 ○ 知的障害者更生施設 等 ※ 施設において障害者の移動介護の実習を行う。 <p>いずれも、演習科目と同等の効果が得られる環境・指導態勢が確保される必要がある。</p>

日常生活支援従業者養成研修課程

教科名	実 習 先
演習に代えて行う実習 (11時間)	<ul style="list-style-type: none">○ 居宅介護従業者事業所（日常生活支援及び全身性障害者移動介護を行うものに限る。）<ul style="list-style-type: none">※ 居宅介護事業所で従事する日常生活支援従業者とともに、日常生活支援の実習を行う。○ 身体障害者療養施設 等<ul style="list-style-type: none">※ 施設において障害者の日常生活支援の実習を行う。 <p>いずれも、演習科目と同等の効果が得られる環境・指導態勢が確保される必要がある。</p>